



第2回 定時株主総会 招集ご通知

平成28年3月1日から平成29年2月28日まで

- 株主総会参考書類
招集ご通知添付書類
- 事業報告
 - 連結計算書類
 - 計算書類
 - 監査報告

開催情報

日時：平成29年5月19日（金曜日）

午前 9時 受付開始

午前10時 開会

場所：東京都台東区西浅草3丁目17番1号

浅草ビューホテル「4F（飛翔の間）」

U.S.M.Holdings

ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社

証券コード：3222

証券コード 3222

平成29年5月2日

株主の皆さまへ

東京都千代田区神田相生町1番地

U.S.M.Holdings

(ユナイテッド・スーパーマーケット・
ホールディングス株式会社)

代表取締役社長 藤 田 元 宏

第2回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第2回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席賜りますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、3ページに記載のご案内に従って、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年5月19日（金曜日）午前10時

2. 場 所 東京都台東区西浅草3丁目17番1号

浅草ビューホテル「4F（飛翔の間）」

（会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。）

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第2期（平成28年3月1日から平成29年2月28日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第2期（平成28年3月1日から平成29年2月28日まで）計算書類報告の件

- 決議事項**
- 第1号議案** 取締役9名選任の件
- 第2号議案** 取締役に対する株式報酬型ストックオプションの付与のための報酬額及び内容決定の件
- 第3号議案** 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額及び内容決定の件

以上

- 事業報告の会社の体制及び方針「当社のコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方」「業務の適正を確保するための体制」「業務の適正を確保するための体制の運用状況」連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の下記ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、監査役及び会計監査人が監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知の添付書類に記載したもののほか、下記ウェブサイトに掲載した事業報告の会社の体制及び方針「当社のコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方」「業務の適正を確保するための体制」「業務の適正を確保するための体制の運用状況」連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」を含んでおります。
- 事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に修正すべき事情が生じた場合は、下記ウェブサイトに掲載させていただきますのでご了承ください。

当社ウェブサイト (<http://www.usmh.co.jp/>)

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出賜りますようお願い申し上げます。また、議事資料及び資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎受付開始時間は、午前9時を予定しております。開会間際は混雑が予想されますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。
- ◎本総会にお土産のご用意はございませんので、予めご了承ください。

議決権行使に関するお願い

A

当日ご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。(ご捺印は不要です。)

また、議事資料として本冊子をご持参ください。

B

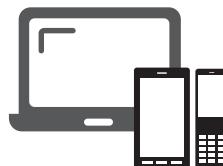
書面による議決権の行使の場合



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示の上、平成29年5月18日(木曜日)午後6時までに到着するようご返送ください。

C

インターネット等による議決権の行使の場合



インターネット等による議決権行使のご案内(4頁)をご参照の上、パソコンから議決権行使ウェブサイト(<http://www.it-soukai.com/>)にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用の上、画面の案内にしたがって、平成29年5月18日(木曜日)午後6時までに議案に対する賛否をご入力ください。

■インターネットと書面の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットを有効とします。

目次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
(添付書類)	
事業報告	18
連結計算書類	
連結貸借対照表	34
連結損益計算書	35
連結株主資本等変動計算書	36
計算書類	
貸借対照表	37
損益計算書	38
株主資本等変動計算書	39
監査報告	
連結計算書類に係る会計監査報告	40
計算書類に係る会計監査報告	41
監査役会の監査報告	42
株主メモ	44
メモ欄	45

インターネット等による議決権行使のご案内

■インターネットをご利用の株主の皆さまへ

議決権行使の方法および取り扱いについて

1. インターネットにより議決権を行使される場合は、当社の指定する議決権行使サイト (<http://www.it-soukai.com/>) をご利用いただくことによるのみ可能です。同封の議決権行使書用紙右片に記載の「議決権行使コード」と「パスワード」が必要となりますのでご注意ください。インターネット接続環境によっては、ご利用いただけない場合がございます。
2. 上記により議決権行使ウェブサイトへアクセスされますと、株主さまご本人にお決めいただく新しいパスワードが必要となります。
3. インターネットによる議決権の行使は、平成29年5月18日(木曜日)午後6時まで受け付けますが、議決権行使結果集計の都合上、できるだけ早めに行ってくださいませようお願い申し上げます。
4. 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットの行使を有効な行使として取り扱います。インターネットで複数回、または、パソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使として取り扱います。
5. 議決権行使サイトをご利用いただくためにプロバイダーへの接続料金および通信事業者への通信料金(電話料金)などが必要な場合がありますが、これらの料金は株主さまのご負担となります。

パスワードの取り扱いについて

1. パスワードは、ご投票される方が株主さまご本人であることを確認する手段です。他人に絶対知られないようご注意ください。パスワードに関するお電話等によるご照会にはお答えいたしかねます。
2. 今回ご案内する議決権行使コードおよびパスワードは、本定時株主総会に関してのみ有効です。ログイン後、パスワードについては株主さまご本人がお決めになったものに変更していただきます。

携帯電話を用いる場合

次のサービスが受信可能であるとともに、暗号通信が可能なSSL通信機能を搭載した機種であることが必要です。

なお、ご利用に際しては、以下のサービス画面に直接入力、あるいは議決権行使書用紙に表示している下記のQRコードを利用してアクセスしていただきます。(QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標または商標です。)

① iモード ② Yahoo!ケータイ ③ EZweb

※ iモードは株式会社NTTドコモ、Yahoo!は米国Yahoo!Inc.、Yahoo!ケータイはソフトバンク株式会社、EZwebはKDDI株式会社の登録商標または商標です。



携帯用QR

インターネット等による議決権の行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合

詳細は、下記の専用ダイヤルにお問い合わせください。

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

インターネットヘルプダイヤル

0120-768-524

(受付時間 9:00~21:00 土・日・祝日を除く)

機関投資家の皆さまへ

上記のインターネット等による議決権の行使のほかに、予め申込みされた場合に限り、株式会社東京証券取引所等が出資する株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができますのでご案内します。

議案及び参考事項

第1号議案 取締役9名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役9名（全員）は任期満了となります。つきましては、社外取締役3名を含む、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

1 うえだ まこと 上田 真 再任

生年月日	昭和28年 8 月17日生	所有する当社の株式の数	20,201株
略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	昭和51年 3 月 (株)マルエツ入社 平成17年 5 月 同社取締役 平成18年 5 月 同社執行役員 平成19年 5 月 同社常務執行役員 平成20年 3 月 同社営業企画本部長 平成22年 3 月 同社教育人事本部長 平成22年 9 月 同社営業統括副統括 (商品計画担当) 平成23年 5 月 同社専務執行役員 平成25年 4 月 同社代表取締役社長 (現任) 平成27年 3 月 当社代表取締役社長 平成29年 3 月 当社代表取締役会長 (現任)		
取締役候補者の選任理由	上田 真氏は、当社子会社代表取締役社長を務め、経営者として豊富な経験と実績を有しております。同氏の経験や見識が当社取締役として適任であると判断し、取締役候補者といたしました。		
特別の利害関係	上田 真氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。		

2 藤田 元宏

(再任)

生年月日	昭和30年7月11日生	所有する当社の株式の数	115,600株
略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	<p>昭和53年3月 (株)カスミ入社 平成12年5月 同社取締役 平成16年5月 同社常務取締役 平成17年3月 同社上席執行役員業務サービス本部マネジャー兼コンプライアンス統括室マネジャー 平成18年5月 同社開発本部マネジャー 平成19年5月 同社専務取締役 平成21年2月 同社店舗開発・サービス本部マネジャー 平成22年9月 同社販売統括本部マネジャー兼フードマーケット運営事業本部マネジャー 平成23年9月 同社営業統括本部マネジャー兼フードマーケット運営事業本部マネジャー 平成24年3月 同社代表取締役社長 平成27年3月 当社取締役副社長 平成29年3月 当社代表取締役社長(現任) イオン(株)執行役スーパーマーケット事業担当(現任) (株)カスミ取締役(現任)</p>		
取締役候補者の選任理由	<p>藤田元宏氏は、当社子会社代表取締役社長を務め、経営者として豊富な経験と実績を有しております。同氏の経験や見識が当社取締役として適任であると判断し、取締役候補者といたしました。</p>		
特別の利害関係	<p>藤田元宏氏は、イオン株式会社執行役スーパーマーケット事業担当を兼務しており、当社の子会社の株式会社カスミとイオングループとの間には、商品の仕入、店舗の賃借、クレジット委託業務、設備の購入等の取引があります。当社の子会社の株式会社マルエツとイオングループとの間には、商品の仕入等の取引があります。当社の子会社のマックスバリュ関東株式会社とイオングループとの間には、加盟店契約、商品の仕入、店舗の賃借等の取引があります。</p>		

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

3 ^{てづか}手塚 ^{だいすけ}大輔

(再任)

生年月日	昭和50年 9月19日生	所有する当社の株式の数	400株
略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	平成14年 9月 イオンクレジットサービス(株)入社 平成18年 6月 イオン総合金融準備(株) 平成19年11月 (株)イオン銀行企画部統括マネージャー 平成23年 7月 イオン(株)戦略部 平成26年 3月 同社戦略部長 平成28年 4月 当社顧問 平成28年 5月 当社代表取締役 (現任) (株)マルエツ取締役 (現任) マックスバリュ関東(株)取締役 平成29年 3月 マックスバリュ関東(株)代表取締役社長 (現任)		
取締役候補者の選任理由	手塚大輔氏は、株式会社イオン銀行企画部統括マネージャー、イオン株式会社戦略部長として、豊富な経験と実績を有しております。同氏の企業集団における豊富な経験や見識が当社取締役として適任であると判断し、取締役候補者といたしました。		
特別の利害関係	手塚大輔氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。		

4 ^{ふるせ}古瀬 ^{りょうた}良多

(再任)

生年月日	昭和32年 1月 3日生	所有する当社の株式の数	16,880株
略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	昭和55年 3月 (株)マルエツ入社 平成18年 5月 同社取締役執行役員 平成20年 5月 同社常務執行役員 平成23年 5月 同社専務執行役員 平成25年 4月 同社経営企画本部長兼財務経理管掌 平成25年 5月 同社副社長執行役員 平成26年 3月 同社経営企画本部長兼財務経理管掌兼開発管掌 平成27年 3月 当社取締役 (現任) 平成27年 4月 (株)マルエツ経営企画本部長兼開発管掌 平成29年 3月 同社代表取締役副社長管理統括 (現任)		
取締役候補者の選任理由	古瀬良多氏は、当社子会社代表取締役副社長であり、経営者として豊富な経験と実績を有しております。同氏の経験や見識が当社取締役として適任であると判断し、取締役候補者といたしました。		
特別の利害関係	古瀬良多氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。		

5 いしい としき 石井 俊樹

(新任)

生年月日	昭和31年11月26日生	所有する当社の株式の数	43,800株
略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	昭和54年 3月 (株)カスミ入社 平成19年 5月 同社取締役執行役員 平成19年 6月 同社フードスクエア運営事業本部マネジャー 平成24年 3月 同社販売統括本部マネジャー 平成24年 5月 同社常務取締役上席執行役員 平成25年 3月 同社販売本部マネジャー 平成26年 3月 同社商品本部マネジャー 平成26年 5月 イオントップバリュ(株)取締役 (現任) 平成27年 5月 (株)マルエツ取締役 (現任) 平成29年 3月 (株)カスミ代表取締役社長 (現任)		
取締役候補者の選任理由	石井俊樹氏は、当社子会社代表取締役社長であり、経営者として豊富な経験と実績を有しております。同氏の経験や見識が当社取締役として適任であると判断し、取締役候補者といたしました。		
特別の利害関係	石井俊樹氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。		

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

6 おかだ もとや
岡田 元也

(再任)

生年月日	昭和26年6月17日生	所有する当社の株式の数	0株
略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	昭和54年3月 ジャスコ(株) (現イオン(株)) 入社 平成2年5月 同社取締役 平成4年2月 同社常務取締役 平成7年5月 同社専務取締役 平成9年6月 同社代表取締役社長 平成14年5月 イオンモール(株)取締役相談役 (現任) 平成15年5月 イオン(株)取締役兼代表執行役社長 (現任) 平成16年5月 (株)カスミ取締役相談役 (現任) 平成17年11月 (株)ツルハホールディングス社外取締役相談役 (現任) 平成24年3月 イオン(株)グループCEO (現任) 平成26年8月 (株)クスリのアオキホールディングス社外取締役 (現任) 平成26年11月 ウエルシアホールディングス(株)取締役 (現任) 平成27年3月 当社取締役 (現任)		
取締役候補者の選任理由	岡田元也氏は、イオン株式会社取締役兼代表執行役社長グループCEOであり、経営者として豊富な経験と実績を有しております。同氏の経験や見識が当社取締役として適任であると判断し、取締役候補者いたしました。		
特別の利害関係	岡田元也氏は、イオン株式会社取締役兼代表執行役社長グループCEOであり、当社の子会社の株式会社カスミとイオングループとの間には、商品の仕入、店舗の賃借、クレジット委託業務、設備の購入等の取引があります。当社の子会社の株式会社マルエツとイオングループとの間には、商品の仕入等の取引があります。当社の子会社のマックスバリュ関東株式会社とイオングループとの間には、加盟店契約、商品の仕入、店舗の賃借等の取引があります。		

7 ^{あきよし}秋吉 ^{みつる}満

(再任) (社外取締役候補者)

社外取締役就任年数
(本定時株主総会終結時) 2年2ヶ月

生年月日	昭和31年 1月 9日生	所有する当社の株式の数	0株
略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	昭和53年 4月 丸紅(株)入社 平成17年 4月 同社財務部長 平成19年 4月 同社執行役員 平成21年 4月 同社常務執行役員 平成22年 6月 同社代表取締役常務執行役員 平成24年 4月 同社代表取締役専務執行役員 平成26年 4月 同社代表取締役副社長執行役員 (現任) 生活産業グループCEO (現任) 平成27年 3月 当社取締役 (現任)		
社外取締役候補者の選任理由	秋吉 満氏は、総合商社において企業経営者としての豊富な経験と、その経験を通して培われた高い見識を有しており、コーポレート・ガバナンスに精通していることから、透明性のある適切な企業運営を行うにあたり適任であると判断しています。		
特別の利害関係	秋吉 満氏は、丸紅株式会社代表取締役副社長執行役員であり、当社グループと丸紅グループとの間に、商品の仕入等の取引がありますが、当事業年度においてその取引高は、当社グループ売上高の3%未満であり僅少であります。		

8 ^{とりかい}鳥飼 ^{しげかず}重和

(再任) (社外取締役候補者) (独立役員候補者)

社外取締役就任年数
(本定時株主総会終結時) 2年2ヶ月

生年月日	昭和22年 3月12日生	所有する当社の株式の数	0株
略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	昭和50年 4月 税理士事務所入所 平成 2年 4月 弁護士登録 平成 6年 4月 鳥飼経営法律事務所 (現鳥飼総合法律事務所) 代表 (現任) 平成27年 3月 当社取締役 (現任)		
社外取締役候補者の選任理由	鳥飼重和氏は、弁護士として企業法務に関する豊かな経験と税務及び会計に関する幅広い知見を経営に活かしていただくため、過去に当社以外において会社の経営に関与したことはありませんが、社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断しています。		
特別の利害関係	鳥飼重和氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。		

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

9 まきの なおこ
牧野 直子

(再任) 社外取締役候補者 独立役員候補者

社外取締役就任年数 1年
(本定時株主総会終結時)

生年月日	昭和43年 1月28日生	所有する当社の株式の数	0株
略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	平成 2年 4月 (株)荒牧麻子事務所 (現株)ダイエットコミュニケーションズ) 入社 平成 7年12月 同事務所 (現株)ダイエットコミュニケーションズ) 退社 平成 8年 1月 フリーランスとして活動 (中野区フリー活動栄養士会所属) 平成16年 3月 (有)スタジオ食 (くう) 代表取締役 (現任) 平成19年 5月 日本食育学会評議員 同学会編集委員会委員 (現任) 平成28年 1月 日本食育学会 企画委員会委員 (現任) 平成28年 5月 当社取締役 (現任)		
社外取締役候補者の選任理由	牧野直子氏は、管理栄養士として活動を始め、現在、日本肥満学会学会員及び女子栄養大学生涯学習講師並びに女子栄養大学講師を兼務しており、料理家として食に関する豊かな経験と栄養及び料理に関する幅広い知見や経験等を経営に活かし、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しています。		
特別の利害関係	牧野直子氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。		

(注) 1.当社は、秋吉 満氏、鳥飼重和氏及び牧野直子氏との間で会社法第423条第1項の責任について、同法第425条に定める最低責任限度額に限定する契約を締結しており、3氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。

2.取締役候補者のうち、秋吉 満氏、鳥飼重和氏及び牧野直子氏は、社外取締役候補者であります。

3.鳥飼重和氏及び牧野直子氏は、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、当社が上場している東京証券取引所に独立役員として届け出ております。なお、当社の定める独立社外役員の独立性に関する基準を満たしていると判断しております。

4.「所有する当社の株式の数」は、平成29年2月28日現在の当社株式の所有株式数を記載しております。なお、役員持株会における持分は含んでおりません。

(ご参考)

当社の独立社外役員の独立性に関する基準

ユニテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社（以下「当社」という）は、独立社外役員（候補者を含む）について、下記の独立性要件を定め、選任の条件とする。なお、独立社外役員は、下記に定める独立性要件を就任後も維持し、主要な役職に就任した場合は、本独立性要件に基づき、取締役会において独立性について検証する。

1. 現在、当社及び当社の子会社（以下「U.S.M.Hグループ」という）の取締役（社外取締役を除く）・監査役（社外監査役を除く）・執行役員または使用人でなく、過去においてもU.S.M.Hグループの取締役（社外取締役を除く）・監査役（社外監査役を除く）・執行役員または使用人であったことがないこと。
2. 過去5年間のいずれかの事業年度において、当社の親会社（※1）の取締役・監査役・執行役・執行役員または使用人であったことがないこと。
3. 過去5年間のいずれかの事業年度において、当社の兄弟会社（※2）の取締役・監査役・執行役・執行役員または使用人であったことがないこと。
4. 過去5年間のいずれかの事業年度において、当社の主要株主（※3）もしくはU.S.M.Hグループが主要株主である会社の取締役・監査役・執行役員または使用人であったことがないこと。
5. U.S.M.Hグループの主要な取引先（※4）の取締役・監査役・執行役員または使用人でないこと。
6. U.S.M.Hグループから多額の寄付（※5）を受けている法人・団体等の理事その他の取締役・監査役・執行役員または使用人でないこと。
7. 過去5年間のいずれかの事業年度において、U.S.M.Hグループの会計監査人の代表社員、社員、パートナーまたは従業員であったことがないこと。
8. U.S.M.Hグループから役員報酬以外に、多額の金銭（※6）その他財産を得ている弁護士、公認会計士、コンサルタント等でないこと。
9. 以下に該当する者の配偶者、2親等内の親族、同居の親族または生計を一にする者ではないこと。
 - (1) U.S.M.Hグループの取締役・監査役・執行役員または重要な使用人（※7）
 - (2) 過去5年間のいずれかの事業年度において、U.S.M.Hグループの取締役・監査役・執行役員または重要な使用人であった者
 - (3) 上記2. から8. で就任を制限している対象者
10. その他、独立社外役員としての職務を遂行する上で独立性に疑いがないこと。

前記における用語の定義は以下のとおりです。

- (※1) 親会社とは、当社の財務及び営業または事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう）を支配している会社等をいう。
- (※2) 兄弟会社とは、当社と同一の親会社（当社の経営を支配している者を含む）を有する会社をいう。
- (※3) 主要株主とは、総議決権の10%以上の株式を保有する会社をいう。
- (※4) 主要な取引先とは、直近事業年度及び直近事業年度に先行する3事業年度のいずれかにおいて、U.S.M.Hグループとの取引の支払額または受取額が、当社または取引先（その親会社及び重要な子会社を含む）の連結売上高の2%以上を占めている企業をいう。
- (※5) 多額の寄付とは、過去3事業年度の平均で年間1,000万円または寄付先の連結売上高もしくは総収入の2%のいずれか大きい額を超えることをいう。
- (※6) 多額の金銭とは、過去3事業年度の平均で、個人の場合は年間1,000万円を、団体の場合は年間1,000万円または当該団体の連結売上高の2%のいずれか大きい額を超えることをいう。
- (※7) 重要な使用人とは、部長以上の使用人をいう。

以 上

第2号議案 取締役に対する株式報酬型ストックオプションの付与のための報酬額及び内容決定の件

当社は、東京証券取引所の「コーポレート・ガバナンス・コード」に対応して平成28年1月13日に定めた「コーポレートガバナンス・ガイドライン」に従い、当社のあるべき役員報酬制度を検討し、取締役会に答申することを主な目的とする「人事・報酬諮問委員会」を取締役会のもとに設置し、以下の観点から、当社の役員報酬制度を検討してまいりました。

- ・株主の視点から、企業価値と役員報酬の連動性を明確にすること。
- ・当社の業績と連動する報酬であること。
- ・業績連動報酬は、金銭ではなく株式による報酬等を中心に検討すること。
- ・公正かつ透明性を確保した制度になるよう努めること。

今般、同委員会の答申を踏まえて、役員報酬制度を見直し、当社の取締役（社外取締役及び非常勤取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）に対し、ストックオプションとして新株予約権を付与いたしたいと存じます。

当社の取締役の報酬等の額については、平成28年5月19日開催の第1回定時株主総会において、年額1億5,000万円以内（うち社外取締役分は3,500万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）とする旨のご承認をいただいておりますが、本議案は、現行の報酬枠の範囲内で、対象取締役に対し、継続的に株式報酬型ストックオプション（権利行使時の払込金額を1株当たり1円とする新株予約権を割り当てるもの）付与のための金銭報酬を支給することにつき、ご承認をいただくものです。

株式報酬型ストックオプションの付与については、対象取締役に対し、オプション評価モデルを用いて合理的に算定される公正価格を払込金額とする新株予約権を割り当てる一方、当該払込金額に相当する金銭報酬を支給することとし、払込みに代えて金銭報酬債権と新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する方法により行います。

なお、本議案による株式報酬型ストックオプションの付与対象となる対象取締役の員数は、第1号議案「取締役9名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、5名となります。

株式報酬型ストックオプションとして対象取締役に対して各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行される新株予約権の内容及び額は、下記のとおりです。

記

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。ただし、割当日後、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式数を調整する。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率

このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

(2) 新株予約権の総数

各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に、対象取締役に対して割り当てる新株予約権の個数は、400個を上限とする。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権の1個当たりの払込金額は、新株予約権の割り当てに際してブラック・ショールズ・モデルにより算定された1株当たりのオプション価格に新株予約権1個当たりの目的である株式数を乗じた金額とする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、1円とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times 1 / \text{株式分割または株式併合の比率}$$

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日から30年以内の範囲で、当社取締役会において定める。

(6) 新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、当社または連結子会社の取締役または監査役在任中は行使することができず、当社及び連結子会社の取締役及び監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り一括して行使することができる。

②前号に定めるほか、本新株予約権の行使については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めに従うものとする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

(8) その他の新株予約権等の内容

新株予約権の具体的な内容、新株予約権の個数及び目的となる株式の数、その他の詳細事項については、当社取締役会の決議により定める。

以上

(ご参考)

当社は、本定時株主総会終結の時以降、対象取締役のほか、当社の連結子会社のうち株式会社マルエツ、株式会社カスミ及びマックスバリュ関東株式会社の常勤取締役に対しても、上記の新株予約権と同様の新株予約権を取締役会の決議に基づき、発行する予定であります。

なお、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に、当社の連結子会社の常勤取締役に対して割り当てる新株予約権の個数は、合計600個（株式会社マルエツの常勤取締役分は合計250個、株式会社カスミの常勤取締役分は合計300個、マックスバリュ関東株式会社の常勤取締役分は合計50個）を上限といたします。

第3号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額及び内容決定の件

当社は、今般、人事・報酬諮問委員会の答申を踏まえて、役員報酬制度を見直し、当社の取締役（社外取締役及び非常勤取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）に対し、新たに下記のとおり譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしたいと存じます。

当社の取締役の報酬等の額については、平成28年5月19日開催の第1回定時株主総会において、年額1億5,000万円以内（うち社外取締役分は3,500万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）とする旨のご承認をいただいておりますが、本議案は、譲渡制限付株式報酬制度の導入に伴い、現行の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対する譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権を支給することにつき、ご承認をいただくものです。

譲渡制限付株式付与のために支給される金銭報酬債権（以下「金銭報酬債権」といいます。）の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額1億5,000万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）といたします。

ただし、金銭報酬債権の総額は、原則として、中期経営計画の対象期間である3事業年度の初年度に、3事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額を一括して支給する場合を想定しており、実質的には年額5,000万円以内の支給に相当すると考えております。

なお、社外取締役及び非常勤取締役に対しては、譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権は支給しないものといたします。

また、現在の取締役は9名（うち社外取締役及び非常勤取締役は4名）であり、第1号議案「取締役9名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は引き続き9名（うち社外取締役及び非常勤取締役は4名）となります。

記

(1) 譲渡制限付株式報酬制度の概要

譲渡制限付株式報酬制度は、対象取締役に譲渡制限付株式を付与するために、対象取締役に對し、中期経営計画の対象期間の初年度に、金銭報酬債権を支給し、この金銭報酬債権を出資財産として会社に現物出資させることで、対象取締役に当社の普通株式を発行または処分し、これを保有させるものです。ただし、当社は、対象取締役との間で下記（4）記載の内容の譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結し、対象取締役は本割当契約により割り当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）を本割当契約に定める一定の期間中は自由に譲渡等を行うことができないものとし、譲渡制限期間内に所定の業績を達成した場合には、その達成度合いに応じて本割当株式の譲渡制限が解除され、譲渡制限が解除されなかった本割当株式は無償で当社が取得するものといたします。このようにして、対象取締役に対して、所定の業績達成へのインセンティブを付与いたします。

(2) 譲渡制限付株式報酬制度に係る金銭報酬債権の報酬額及び付与株式数の上限

対象取締役に支給する金銭報酬債権の報酬額の上限は、年額1億5,000万円以内とし、対象取締役が付与を受ける当社株式の総数は、年200,000株以内といたします。ただし、上記のとおり、譲渡制限付株式報酬制度に係る金銭報酬債権は、対象取締役に対しては、中期経営計画の対象期間である3事業年度の初年度に、3事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額を一括して支給する場合を想定しており、実質的には年額5,000万円以内、かつ66,667株以内となると考えております。

(3) 1株当たりの払込金額

1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。

(4) 本割当契約において定める内容の概要

①譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割り当てを受けた日より1年間から5年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本割当契約により割り当てを受けた本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないものといたします（以下「譲渡制限」といいます。）。

②業績達成による譲渡制限の解除

譲渡制限期間における当社の連結経常利益・連結営業収益など、当社の取締役会が予め設定した業績達成度に応じて、本割当株式の全部または一部について、譲渡制限期間が満了した時点で譲渡制限を解除し、その後、対象取締役は、譲渡制限を解除された本割当株式を自由に譲渡等できるものとします。また、当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式について、対象取締役から当然に無償で取得するものとします。

③退任時の取扱い

対象取締役が、譲渡制限期間満了前に当社及び当社の完全子会社の取締役を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得するものとします。

ただし、対象取締役が、上記に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、上記②において定める業績達成度を踏まえて、当社の取締役会において、合理的に調整するものとします。

④組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除するものとします。この場合、譲渡制限を解除する本割当株式の数については、上記②において定める業績達成度を踏まえて、当社の取締役会において、合理的に調整するものといたします。

また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式について、対象取締役から当然に無償で取得するものとします。

⑤その他、取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改定の方法、その他当社の取締役会で定める事項を本割当契約の内容といたします。

以 上

（ご参考）

当社は、本定時株主総会終結の時以降、対象取締役のほか、当社の完全子会社のうち株式会社マルエツ及び株式会社カスミの常勤取締役に対しても、対象取締役に対するものと同様の譲渡制限付株式を取締役会の決議により付与し、当社の普通株式を新たに発行または処分する予定であります。

なお、当社の完全子会社のうち株式会社マルエツ及び株式会社カスミの常勤取締役に付与することとなる普通株式の数は、年225,000株以内（株式会社マルエツの常勤取締役分は年100,000株以内、株式会社カスミの常勤取締役分は年125,000株以内）を上限といたします。

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、世界経済や為替相場の変動、地震や台風などの自然災害の影響を受けながらも、企業業績が好調に推移したことから、緩やかな成長基調を維持しました。一方、個人消費につきましては、雇用環境は引き続き良好であるものの、可処分所得の伸び悩みなどから力強さが見られませんでした。

このような経営環境の変化に対応すべく当社グループは、「グループシナジーによる新たな価値創造」を基本とする中期経営方針のもと、4つの基本戦略に取り組んでまいりました。その戦略は、①新たな商品価値の創造、②新たなサービスの創造、③次世代を担う人財の育成、④経営効率の改善であります。これらは首都圏での経営基盤を確固たるものとし、グループシナジーの創出を図るものであり、その具現化に向けてプロジェクトチームを組成し、推進してまいりました。

当連結会計年度の主な内容及び成果といたしましては、3社による共同販促企画の拡大及び共同調達商品の拡販等を実施し、来店客数増を図りました。また、首都圏のお客さまの潜在ニーズに基づく新たな価値を提供する商品を開発するべく、3月に立ち上げた「商品デザインタスクチーム」が、当社グループのプライベートブランド商品開発についてコンセプトやブランディングの整理と開発フローの策定を行い、商品発売に向け準備を進めております。また、「ICT（インフォメーション&コミュニケーション・テクノロジー）ビジネスデザイン室」においては、新たなシナジー創出に向け、今後のシステムインフラに関する基本構想を策定いたしました。その他、3社の共同調達による商品の原価低減、店舗資材・什器などのコスト削減についても継続して取り組み、また、人財育成、物流、事業創造、本部機能集約などのプロジェクト活動を活発に実施し、業績向上に寄与するグループシナジーの創出に向けて取り組みを継続してまいりました。

主要連結子会社において、株式会社マルエツでは平成28年度を「将来の成長に向けたチャレンジの年」と位置づけ、「お客さまが笑顔になる店づくり」「従業員が笑顔になる職場環境づくり」「将来と件への対応」に取り組ましました。主な施策としては、改装店を中心に、精肉、鮮魚の生鮮素材を使用した惣菜商品を製造、販売する「ミートデリカ」「フィッシュデリカ」に新たにチャレンジいたしました。

また、都心店舗のお客さまのニーズにお応えするため、東和ベーカリー・デリカセンター（東京都足立区）を新設し、不動前ベーカリーセンター（東京都品川区）と併せて、出来立て商品の供給を65店舗に拡大いたしました。一方、業務効率化のため、勧告型発注システムは全店への導入が完了し、新POSレジについても284店舗、その内175店舗へセミセルフレジを導入いたしました。

株式会社カスミでは、お客さまの声やご要望、従業員のアイデアに傾聴し、地域の皆さまに「いいね!」と共感していただける店舗づくりを目指す「ソーシャルシフトの経営」を推進し、当連結会計年度から自主自律型の店舗運営を志向するソーシャルシフトを全店に拡大展開し、カスミのファンづくりにより一層取り組んでおります。商品面では、「おいしい・安全安心」「新鮮・新しい」「健康」「簡単便利」「地域」「楽しさ・豊かさ」の6つのキーワードに基づく品揃え、商品開発に取り組みました。また、インフラ面では4月に開設した佐倉流通センター（千葉県佐倉市）内に10月より精肉加工センターを開設し、物流の効率化と精肉加工能力の拡張を図ることで今後の店舗数拡大への対応を行いました。

マックスバリュ関東株式会社では、「地域で最もお客さまから支持され、お客さまや従業員の笑顔と元気を応援するスーパーマーケットを目指します。」をビジョンに掲げ、「現場力の強化」「商品改革」に取り組みました。主な施策としては、現場力強化に向けて、売場責任者の教育・育成を目的とした実務訓練グループを新設し、生鮮・デリカを中心とした売場展開力のレベルアップを図りました。

また、生鮮強化を目的として13店舗の売場改装を実施いたしました。商品面では、産地開発、新規仕入先の開拓に取り組むとともに、青果の地元生産者コーナーの設置店舗を拡大いたしました。

当連結会計年度において、株式会社マルエツが11店舗、株式会社カスミが11店舗、当社グループ計で22店舗を新設いたしました。一方、経営資源の効率化を図るため、株式会社マルエツが6店舗、株式会社カスミが2店舗、マックスバリュ関東株式会社が5店舗、当社グループ計で13店舗を閉鎖いたしました。その結果、当社グループの当連結会計年度末の店舗数は、中国江蘇省の2店舗を含めて505店舗となりました。

当社グループは環境・社会貢献活動にも積極的に取り組んでおります。4月に発生した「平成28年熊本地震」では、当社グループの3社にて募金活動を行い、お客さまからお預かりした募金と従業員募金及び各社の拠出金を合わせた1,085万円を熊本県に寄付させていただきました。また、株式会社カスミでは、11月より食品廃棄物の抑制を図るためフードバンクへの食品の寄付を始めました。その他、当社グループの各店舗では、食品トレー、牛乳パックなどのリサイクル資源の回収も行っております。

なお、当社グループは、スーパーマーケット事業を単一セグメントとしており、その他の事業については重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

このような状況において、各施策に取り組みました結果、当連結会計年度における当社グループの連結業績は、営業収益（売上高及び営業収入）が6,848億6百万円（前期比3.2%増）、営業利益が143億20百万円（前期比2.1%増）、経常利益が141億85百万円（前期比2.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益が73億50百万円（前期比37.9%増）となりました。

（参考）

主要連結子会社では、当連結会計年度における株式会社マルエツの単体の営業収益は3,730億69百万円（前期比2.7%増）、株式会社カスミの単体の営業収益は2,624億47百万円（前期比5.4%増）、マックスバリュ関東株式会社の単体の営業収益は456億6百万円（前期比4.4%減）となりました。

（2）設備投資の状況

当社グループの設備投資については、スーパーマーケット事業を中心に店舗網の拡充のための新規出店22店舗、既存店33店舗の活性化を実施、また、子会社において、加工センター設立のための投資を実施いたしました。

この結果、当連結会計年度の設備投資支出額は238億77百万円となりました。

（3）対処すべき課題

当社グループが主たる事業展開をしている首都圏は、日々お客さまの新しいニーズが生まれ進化を続けており、肥沃かつ有望な市場ですが、同時にスーパーマーケット業界内の競争にとどまらず業界を超えた競争が更に激しさを増している市場であると認識しております。

こうした中、この度当社グループは、平成29年度から3年間を対象とし、「事業のインフラ共通化によるシナジーの最大化」と「消費者変化に対応した新しいスーパーマーケットモデル確立への挑戦」を基本方針とする新たな中期経営計画を公表いたしました。今後10年の経営環境として、首都圏における「人口増減」「世帯構造」「食の変化」「技術革新」「コスト構造の課題」という視点から脅威と機会を認識し、中期経営計画における目標を達成するための商品改革・ICT改革・コスト構造改革・物流改革を実行してまいります。

各改革における重点戦略は、以下のとおりであります。

- 【商品改革】 「規模の優位性を最大限に活かしたシナジーの創出」
 - ①プライベートブランド商品開発
 - ②効果と効率を最大化する商流統合
 - ③食生活の変化への対応

- 【ICT改革】 「守りと攻めのICT改革の推進」
 - ①ICTのインフラ統合
 - ②新技術活用によるビジネス改革の推進

- 【コスト構造改革】 「戦略的視点による聖域なきコスト構造改革の推進」
 - ①効果と効率を最大化するグループ共通本部機能の構築
 - ②資材等の共同調達によるコスト削減

- 【物流改革】 「グループとして最適な効率を追求する物流体制の構築」

(4) 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	期別 (年度)	第 1 期 (平成27年度)	第 2 期 (平成28年度)
売 上 高		649,539百万円	670,475百万円
経 常 利 益		13,862百万円	14,185百万円
親会社株主に帰属する当期純利益		5,329百万円	7,350百万円
1 株 当 た り 当 期 純 利 益		40円47銭	55円82銭
総 資 産 額		254,006百万円	256,043百万円
純 資 産 額		131,664百万円	137,518百万円
自 己 資 本 比 率		51.6%	53.6%
1 株 当 た り 純 資 産 額		996円17銭	1,041円49銭

(注) 1. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号平成25年9月13日)等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

2. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき、また、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づいてそれぞれ計算しております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容	事 業 上 の 関 係
イ オ ン 株 式 会 社	220,007百万円	52.2% (51.0%)	純粋持株会社	—
イオンマーケットインベストメント株式会社	110百万円	51.0%	純粋持株会社	—

(注) 1. 出資比率欄の(内書)は間接所有の割合であります。

2. イオン株式会社は当社の議決権の51.0%を所有するイオンマーケットインベストメント株式会社の議決権の71.8%を所有しております。

② 親会社等との取引に関する事項

イ.当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当社グループは、イオン株式会社のグループ会社より同社グループのプライベートブランド商品である「トップバリュ」を始めとした商品等の仕入を行っております。また、当社グループの店舗施設等について、同社グループとの間に不動産賃貸借取引があります。当該取引をするに当たっては、非支配株主保護のため、当該取引の必要性及び取引条件が第三者との通常の取引と著しく相違しないこと等に留意し、合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。

ロ.当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社は、親会社からの独立性確保の観点も踏まえ、独立社外取締役からも当社経営に対する適切な意見を得ながら、取締役会において多面的な議論を経たうえで、当該取引の実施の可否を決定しております。事業運営に関しては、取締役会を中心とした当社独自の意思決定に基づき業務執行をしており、上場企業としてのお互いの立場を尊重しつつ経営の独立性を確保しながら、適切に経営及び事業活動を行っております。

③ 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社マルエツ	37,549百万円	100.0%	スーパーマーケット事業
株式会社カスミ	14,428百万円	100.0%	スーパーマーケット事業
マックスバリュ関東株式会社	100百万円	100.0%	スーパーマーケット事業

(注) 1. 当社の子会社は、13社であります。

2. 出資比率欄の(内書)は間接所有の割合であります。

④ 重要な関連会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社ワンダーコーポレーション	2,358百万円	43.1% (43.1)%	ゲームソフト・映像ソフト・音楽ソフト・書籍を中心としたエンタテインメント商品、携帯電話、化粧品及びこれらに関連する商品の販売を主体とした小売事業
株式会社セイブ	327百万円	27.7% (27.7)%	スーパーマーケット事業

- (注) 1. 当社の関連会社は、上記の重要な関連会社2社を含み4社であります。
2. 出資比率欄の(内書)は間接所有の割合であります。

⑤ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社マルエツ	東京都豊島区東池袋 5丁目51番12号	62,179百万円	129,542百万円
株式会社カスミ	茨城県つくば市西大橋 599番地1	64,257百万円	

⑥ 企業結合の成果

当社は、平成27年3月2日に株式会社マルエツ、株式会社カスミ及びマックスバリュ関東株式会社が経営統合し、共同株式移転により設立されました。

(6) 主要な事業内容（平成29年2月28日現在）

当社グループは、当社、子会社13社及び関連会社4社で構成され、スーパーマーケット事業及びその商品供給事業、その他の事業として不動産事業及びエンタテインメント商品等を取り扱う小売業及び損害保険代理業等を展開しております。

事業内容と当社及び関係会社の当該事業に係る位置付けは、次のとおりであります。

① スーパーマーケット事業

会社名	区分
当 社	スーパーマーケット事業の管理
株式会社 マルエツ 株式会社 カスミ マックスバリュ 関東株式会社 株式会社 セイブ	食料品を中心に生活関連用品及び衣料品等のスーパーマーケット事業
丸悦（香港）有限公司 丸悦（無錫）商貿有限公司	食料品を中心に生活関連用品及び衣料品等の中国でのスーパーマーケット事業
株式会社 マルエツフレッシュフーズ	生鮮食品の加工事業
株式会社 ローズコーポレーション 株式会社 カスミグリーン	食品の加工・製造及び販売等

② その他の事業

会社名	区分
株式会社 マルエツ開発	不動産事業
株式会社 クローバ商事	商品開発事業
株式会社 食品品質管理センター	品質管理及び品質検査事業
株式会社 マーノ	業務受託事業及び人材派遣事業
株式会社 協栄エイアンドアイ	損害保険代理業及びリース業
株式会社 日本流通未来教育センター	教育事業
株式会社 ワンダーコーポレーション	ゲームソフト・映像ソフト・音楽ソフト・書籍を中心としたエンタテインメント商品、携帯電話、化粧品及びこれらに関連する商品の販売を主体とした小売事業
株式会社 エスオー	小売業におけるレジ等店舗運営業務

- (注) 1. 前連結会計年度において連結子会社でありました株式会社カスミトラベルは、清算が終了したため、連結範囲から除外しております。
2. 前連結会計年度において持分法適用関連会社でありました株式会社ワンダーネットは、親会社株主に帰属する当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法適用の範囲から除外しております。

(7) 企業集団の主要拠点等 (平成29年2月28日現在)

① 当社

事業所	所在地
本社	東京都千代田区

② 子会社

会社名	本社、店舗及び事業所
株式会社マルエツ	【本社】 東京都豊島区
	【店舗及び事業所】 東京都141店舗、埼玉県55店舗、千葉県47店舗、神奈川県45店舗、茨城県1店舗、 栃木県1店舗、計290店舗 川崎複合センター (神奈川県川崎市)、 三郷複合センター (埼玉県三郷市)
株式会社カスミ	【本社】 茨城県つくば市
	【店舗及び事業所】 茨城県98店舗、千葉県34店舗、埼玉県31店舗、栃木県8店舗、群馬県6店舗、 東京都2店舗、計179店舗 中央流通センター (茨城県かすみがうら市)、 佐倉流通センター (千葉県佐倉市)、 精肉加工センター (茨城県土浦市)
マックスバリュ関東株式会社	【本社】 東京都江東区
	【店舗及び事業所】 千葉県15店舗、東京都14店舗、埼玉県3店舗、神奈川県2店舗、計34店舗

(8) 従業員の状況（平成29年2月28日現在）

① 企業集団の従業員の状況

区 分	従業員数
ス ー パ ー マ ー ケ ッ ト 事 業	6,743名 (21,488名)
そ の 他 の 事 業	68名 (893名)
合 計	6,811名 (22,381名)

(注) 1. 従業員数は就業人員数であります。

2. 従業員数欄の () は、パートナー社員（パートタイマー）及びアルバイトの年間平均雇用人員数（8時間換算）であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	平均年齢	平均勤続年数
21名	49歳2ヶ月	1年6ヶ月

(注) 1. 従業員数は就業人員数であり、全員が親会社及び子会社、その他の関係会社から当社への出向者（子会社兼務出向を含む）であります。

2. 平均勤続年数は、当社の設立日である平成27年3月2日を起算日としております。

(9) 主要な借入先及び借入金残高（平成29年2月28日現在）

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	5,745百万円
株 式 会 社 常 陽 銀 行	4,010百万円
株 式 会 社 埼 玉 り そ な 銀 行	2,700百万円
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	2,500百万円
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社	1,500百万円

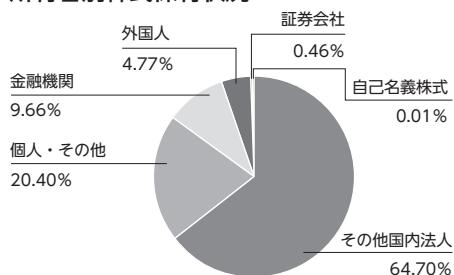
2. 会社の株式に関する事項（平成29年2月28日現在）

- | | |
|----------------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 500,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 131,681,356株 |
| (3) 株主数 | 64,026名 |
| (4) 大株主（上位10名） | |

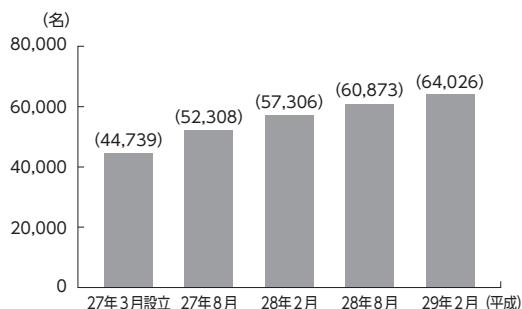
株主名	持株数	持株比率
イオンマーケットインベストメント株式会社	67,159千株	51.00%
U.S.M.Hグループ取引先持株会	3,150千株	2.39%
公益財団法人神林留学生奨学会	2,300千株	1.75%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,667千株	1.27%
イオン株式会社	1,629千株	1.24%
日本生命保険相互会社	1,531千株	1.16%
株式会社日本アクセス	1,473千株	1.12%
国分グループ本社株式会社	1,099千株	0.84%
三菱食品株式会社	1,075千株	0.82%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,069千株	0.81%

（注）持株比率は自己株式（7,775株）を控除して計算しております。

所有者別株式保有状況



総株主数の推移



3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成29年2月28日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役会長	小 瀨 裕 正	株式会社カスミ代表取締役会長 株式会社ワンダーコーポレーション取締役会長 マックスバリュ関東株式会社取締役 株式会社ライトオン社外取締役
代表取締役社長	上 田 真	株式会社マルエツ代表取締役社長
代 表 取 締 役	手 塚 大 輔	株式会社マルエツ取締役 マックスバリュ関東株式会社取締役
取 締 役 副 社 長	藤 田 元 宏	株式会社カスミ代表取締役社長
取 締 役	古 瀬 良 多	株式会社マルエツ取締役副社長執行役員
取 締 役 相 談 役	岡 田 元 也	イオン株式会社取締役兼代表執行役社長グループCEO イオンモール株式会社取締役相談役 株式会社カスミ取締役相談役 株式会社ツルハホールディングス社外取締役相談役 ウエルシアホールディングス株式会社取締役 株式会社クスリのアオキホールディングス社外取締役
取 締 役	秋 吉 満	丸紅株式会社代表取締役副社長執行役員、生活産業グループCEO
取 締 役	鳥 飼 重 和	鳥飼総合法律事務所代表
取 締 役	牧 野 直 子	有限会社スタジオ食（くう）代表取締役
常 勤 監 査 役	細 谷 和 夫	株式会社マルエツ監査役
常 勤 監 査 役	内 田 勉	株式会社カスミ監査役 株式会社ワンダーコーポレーション社外監査役
監 査 役	笹 岡 晃	丸紅株式会社食品本部副本部長 東洋精糖株式会社社外監査役
監 査 役	宮 武 正 容	オリジン東秀株式会社常勤監査役
監 査 役	岡 本 忍	岡本 忍税理士事務所代表 株式会社理研グリーン社外取締役（監査等委員）

(注) 1. 事業年度中の取締役及び監査役の異動

- 取締役平尾健一氏は、平成28年5月19日開催の第1回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。また、監査役若生信弥氏は、平成28年5月19日開催の第1回定時株主総会終結の時をもって辞任により退任いたしました。
2. 平成28年5月19日開催の第1回定時株主総会において、手塚大輔氏及び牧野直子氏が新たに取締役に選任され、また、宮武正容氏及び岡本 忍氏が新たに監査役に選任され、それぞれ就任いたしました。なお、宮武正容氏は若生信弥氏の補欠として選任されたもので、その任期は当社定款の定めにより退任された監査役若生信弥氏の任期が満了すべき時までとなります。
3. 取締役秋吉 満氏、取締役鳥飼重和氏及び取締役牧野直子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。また、取締役鳥飼重和氏及び取締役牧野直子氏は、当社が上場している東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
4. 監査役笹岡 晃氏、監査役宮武正容氏及び監査役岡本 忍氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。また、監査役岡本 忍氏は、当社が上場している東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

(2) 当事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任日	退任理由	退任時の地位、及び重要な兼職の状況
平尾健一	平成28年5月19日	任期満了	当社代表取締役 株式会社マルエツ取締役 マックスバリュ関東株式会社取締役
若生信弥	平成28年5月19日	辞任	当社社外監査役 イオン株式会社執行役財務担当兼国際事業担当

(3) 当事業年度末以降における取締役の役職の主な変更

氏名	変更後	変更前	変更年月日
上田真	当社代表取締役会長	当社代表取締役社長	平成29年3月1日
藤田元宏	当社代表取締役社長	当社取締役副社長	平成29年3月1日
小濱裕正	当社取締役	当社代表取締役会長	平成29年3月1日

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況及び当社グループとの関係

- ・社外取締役及び社外監査役の重要な兼職先は、前頁に記載のとおりです。
- ・秋吉満氏及び笹岡晃氏が兼職する丸紅株式会社とは、当社グループと丸紅グループとの間に、商品の仕入等の取引があります。
- ・宮武正容氏が兼職するオリジン東秀株式会社とは、当社グループとオリジン東秀株式会社との間に、商品の仕入・販売等の取引があります。
- ・その他の社外取締役及び社外監査役の兼職先とは、特別な関係はありません。

② 当事業年度における取締役会及び監査役会への出席状況（出席回数/開催回数）

区分	氏名	取締役会	監査役会
取締役	秋吉 満	10回/13回（出席率 76.9%）	—
取締役	鳥飼 重和	12回/13回（出席率 92.3%）	—
取締役	※牧野 直子	9回/11回（出席率 81.8%）	—
監査役	笹岡 晃	12回/13回（出席率 92.3%）	9回/10回（出席率 90.0%）
監査役	※宮武 正容	11回/11回（出席率100.0%）	7回/7回（出席率100.0%）
監査役	※岡本 忍	11回/11回（出席率100.0%）	7回/7回（出席率100.0%）

(注) ※印は、平成28年5月19日開催の第1回定時株主総会において選任されたため、取締役会及び監査役会の開催回数が他のものと異なります。

③ 当事業年度における主な活動状況

- ・秋吉 満氏は、社外取締役として経験豊富な経営者の観点から積極的に発言を行っております。
- ・鳥飼重和氏は、社外取締役として他の取締役から独立した客観的視点で、主に弁護士としての専門的見地から積極的に発言を行っております。
- ・牧野直子氏は、社外取締役として他の取締役から独立した客観的視点で、主に経営者の観点から食に関する豊かな経験と栄養及び料理に関する幅広い知見や経験等から積極的に発言を行っております。
- ・笹岡 晃氏は、社外監査役として主に企業における計数管理に十分な知識と経験を有しており、監査的見地から積極的に発言を行っております。
- ・宮武正容氏は、社外監査役として他社での長年経営に携わった経験と知見から積極的に発言を行っております。
- ・岡本 忍氏は、社外監査役として他の監査役から独立した客観的視点で、主に税理士として企業会計に関する豊かな経験と税務及び会計に関する幅広い知見から積極的に発言を行っております。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外役員と会社法第427条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の規定を定款に設けております。

これにより、社外役員全員はその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときには、会社法第425条第1項に定める金額を限度とする契約を締結しております。

(6) 取締役及び監査役の報酬等の総額

社外役員を除く当社の役員報酬は、「中長期的な業績等を反映させ、取締役による健全な企業家精神の発揮を通じて、当社の持続的な成長と企業価値の向上を促進する報酬体系とする」ことを基本方針とし、取締役会の下に独立社外役員を主たる構成員とする「人事・報酬諮問委員会」を設置し、新たな役員報酬体系を設定することとしております。

社外取締役及び監査役の報酬は、月例報酬のみで構成し、報酬の水準は第三者による国内企業の報酬水準等を参考に、株主総会の決議によって決定した報酬総額の範囲内で、取締役及び監査役の報酬を決定しております。

① 取締役及び監査役

取 締 役		監 査 役	
支 給 人 員	支 給 額	支 給 人 員	支 給 額
10名	71百万円	6名	28百万円

(注) 1. 上記の取締役、監査役の支給人員合計、報酬等の総額には平成28年5月19日開催の第1回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名、監査役1名に対する報酬等の金額を含んでおります。

2. 取締役報酬限度額年額 150百万円

3. 監査役報酬限度額年額 50百万円

② 社外取締役及び社外監査役

社 外 取 締 役		社 外 監 査 役	
支 給 人 員	支 給 額	支 給 人 員	支 給 額
3名	22百万円	4名	10百万円

(注) 1. 上記報酬のほか、社外役員が当社親会社及び当社親会社の子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額は11百万円であり、支給人数は1名であります。

2. 上記の社外監査役の支給人員合計、報酬額等の総額には平成28年5月19日開催の第1回定時株主総会の終結の時をもって退任した社外監査役1名に対する報酬等の金額を含んでおります。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額及び当該報酬等の額について監査役会が同意した理由

- | | |
|---------------------------------------|--------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 29百万円 |
| ② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 111百万円 |

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

当社監査役会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査に対する報酬の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬の額を区別しておらず、実質的にも区分できないため、①にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

利益配分につきましては、株主に対する利益還元を重要政策の一つと考えており、将来の事業展開及び経営環境を考慮し、収益力の向上と内部留保の充実による企業体質の強化を図りながら、安定的な配当を行うことを基本方針としております。

内部留保につきましては、今後の事業展開のための投資に備えたいと考えております。

【当期の剰余金の配当について】

期末の剰余金の配当は、平成29年4月11日開催の取締役会決議により、1株につき7円（中間配当金とあわせて1株につき年間14円）としております。

連結貸借対照表

(平成29年2月28日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	64,269	流 動 負 債	89,636
現金及び預金	25,170	支払手形及び買掛金	46,785
受取手形及び売掛金	383	1年内返済予定の長期借入金	17,500
たな卸資産	16,871	未払法人税等	2,548
未収入金	17,369	賞与引当金	1,939
繰延税金資産	1,916	店舗閉鎖損失引当金	103
その他	2,700	株主優待引当金	259
貸倒引当金	△142	その他	20,500
固 定 資 産	191,774	固 定 負 債	28,888
有形固定資産	128,261	長期借入金	13,550
建物及び構築物	64,323	繰延税金負債	133
土地	43,558	役員退職慰労引当金	397
その他	20,380	転貸損失引当金	143
無形固定資産	17,380	退職給付に係る負債	1,539
のれん	14,662	資産除去債務	4,688
その他	2,717	その他	8,435
投資その他の資産	46,132	負 債 合 計	118,524
投資有価証券	7,024	(純 資 産 の 部)	
繰延税金資産	5,038	株 主 資 本	136,410
差入保証金	32,788	資 本 金	10,000
その他	1,660	資 本 剰 余 金	104,319
貸倒引当金	△379	利 益 剰 余 金	22,099
		自 己 株 式	△8
		その他の包括利益累計額	725
		その他有価証券評価差額金	△3
		為替換算調整勘定	254
		退職給付に係る調整累計額	474
		非支配株主持分	381
		純 資 産 合 計	137,518
資 産 合 計	256,043	負 債 純 資 産 合 計	256,043

連結損益計算書

(平成28年3月1日から
平成29年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上	670,475
売上原価	481,350
営業総利益	189,124
営業総利益	14,331
販売費及び一般管理費	203,456
営業外利益	189,136
受取配当金	75
受取補助金	55
受取保険金	164
その他	93
営業外費用	178
受取配当金	75
受取補助金	55
受取保険金	164
その他	93
営業外費用	178
支持分による投資損失	203
その他	430
経常利益	67
特別利益	701
固定資産売却益	385
投資有価証券売却益	101
受取補償金	581
特別損失	1,068
固定資産売却損失	75
減損損失	2,924
店舗閉鎖損失引当金繰入額	52
店舗閉鎖損失	250
税金等調整前当期純利益	3,302
法人税、住民税及び事業税	4,590
法人税等調整額	92
当期純利益	4,683
非支配株主に帰属する当期純損失(△)	7,268
親会社株主に帰属する当期純利益	△81
	7,350

連結株主資本等変動計算書

(平成28年3月1日から
平成29年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	10,000	104,319	16,595	△7	130,907
当期変動額					
剰余金の配当			△1,843		△1,843
親会社株主に帰属する 当期純利益			7,350		7,350
自己株式の取得				△1	△1
自己株式の処分		△0		0	0
持分法適用範囲の変動			△2		△2
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	△0	5,504	△1	5,503
当期末残高	10,000	104,319	22,099	△8	136,410

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	△205	323	144	263	493	131,664
当期変動額						
剰余金の配当						△1,843
親会社株主に帰属する 当期純利益						7,350
自己株式の取得						△1
自己株式の処分						0
持分法適用範囲の変動						△2
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	201	△69	330	462	△111	351
当期変動額合計	201	△69	330	462	△111	5,854
当期末残高	△3	254	474	725	381	137,518

貸借対照表

(平成29年2月28日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,270	流 動 負 債	90
現 金 及 び 預 金	1,561	株 主 優 待 引 当 金	34
そ の 他	708	そ の 他	56
固 定 資 産	127,271	負 債 合 計	90
(有 形 固 定 資 産)	30	(純 資 産 の 部)	
建 物	18	株 主 資 本	129,451
工 具、器 具 及 び 備 品	12	資 本 金	10,000
(無 形 固 定 資 産)	7	資 本 剰 余 金	117,309
商 標 権	7	資 本 準 備 金	2,500
ソ フ ト ウ エ ア	0	そ の 他 資 本 剰 余 金	114,809
(投 資 そ の 他 の 資 産)	127,233	利 益 剰 余 金	2,150
関 係 会 社 株 式	127,184	そ の 他 利 益 剰 余 金	2,150
そ の 他	49	繰 越 利 益 剰 余 金	2,150
		自 己 株 式	△8
		純 資 産 合 計	129,451
資 産 合 計	129,542	負 債 純 資 産 合 計	129,542

損 益 計 算 書

(平成28年 3月 1日から
平成29年 2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営 業 収 入	2,617
営 業 費	598
営 業 外 利 収 入	2,018
受 取 利 家 賃	2
受 取 利 家 賃	5
そ の 他 利 収 入	1
営 業 外 費 用	9
経 常 利 益	0
税 引 前 当 期 純 利 益	2,027
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,027
当 期 純 利 益	1
	2,026

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主資本等変動計算書

(平成28年 3月 1日から)
(平成29年 2月 28日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	10,000	2,500	114,809	117,309
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				
当 期 純 利 益				
自 己 株 式 の 取 得				
自 己 株 式 の 処 分			△0	△0
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△0	△0
当 期 末 残 高	10,000	2,500	114,809	117,309

	株 主 資 本				純 資 産 合 計
	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	
	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計			
	繰 越 利 益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	1,967	1,967	△7	129,269	129,269
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	△1,843	△1,843		△1,843	△1,843
当 期 純 利 益	2,026	2,026		2,026	2,026
自 己 株 式 の 取 得			△1	△1	△1
自 己 株 式 の 処 分			0	0	0
当 期 変 動 額 合 計	183	183	△1	181	181
当 期 末 残 高	2,150	2,150	△8	129,451	129,451

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年4月6日

ユニテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 津田 良洋 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 坂本 一朗 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山田 円 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ユニテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社の平成28年3月1日から平成29年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユニテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年4月6日

ユニテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 津田 良洋 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 坂本 一朗 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山田 円 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ユニテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社の平成28年3月1日から平成29年2月28日までの第2期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年3月1日から平成29年2月28日までの第2期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び各事業会社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、各事業会社の子会社取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社、各事業会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③事業報告に記載されている親会社等との取引についての当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由については、取締役会その他の審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書、並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年4月11日

ユニテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 細 谷 和 夫 ㊟

常勤監査役 内 田 勉 ㊟

社外監査役 笹 岡 晃 ㊟

社外監査役 宮 武 正 容 ㊟

社外監査役 岡 本 忍 ㊟

以 上

株主メモ

事業年度	毎年3月1日から翌年2月末日まで
定時株主総会	毎年5月開催
基準日	期末配当金 毎年2月末日 中間配当金 毎年8月31日 そのほか必要があるときあらかじめ公告して定めた日
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
郵便物送付先・連絡先	〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部 ☎0120-288-324 (受付時間 9:00~17:00 土・日・祝日を除く) 取次事務は、みずほ信託銀行株式会社の本店及び全国各支店においてもお取扱いしております。
公告方法	電子公告 ※事故その他やむを得ない事由によって、電子公告による公告が出来ない場合には、日本経済新聞に掲載いたします。

株式に関する「マイナンバー制度」のご案内

市区町村から通知されたマイナンバーは、株式の税務関係のお手続きで必要となります。
このため、株主さまから、お取引の証券会社等へマイナンバーをお届出いただく必要がございます。

株式関係業務におけるマイナンバーの利用

法令に定められたとおり、支払調書には株主さまのマイナンバーを記載し、税務署へ提出いたします。

主な支払調書

※配当金に関する支払調書

※単元未満株式の買取請求など株式の譲渡取引に関する支払調書

マイナンバーのお届出に関するお問い合わせ先

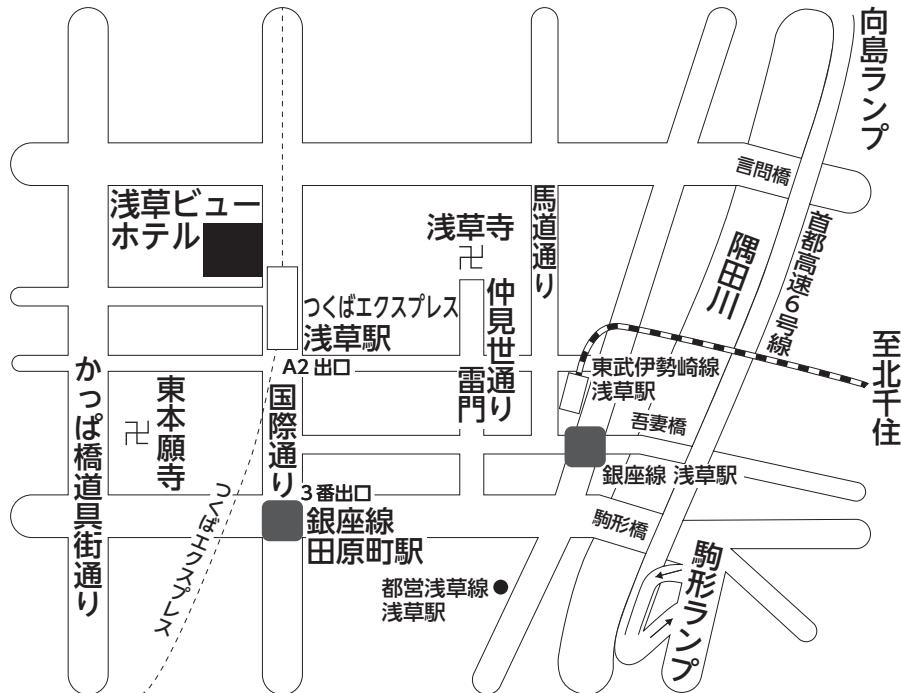
・証券口座にて株式を管理されている株主さま
お取引の証券会社までお問い合わせください。

・証券会社とのお取引がない株主さま
下記フリーダイヤルまでお問い合わせください。
みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

☎0120-84-0178
(受付時間 9:00~17:00 土・日・祝日を除く)

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都台東区西浅草3丁目17番1号 電話03-3847-1111 (代表)
浅草ビューホテル「4F (飛翔の間)」



交 通 ■最寄り駅のご利用案内

- ①つくばエクスプレス
- ②東京メトロ銀座線

「浅草駅」 A2出口より徒歩約1分
「田原町駅」 3番出口より徒歩約7分

※会場が前回と異なっておりますので、上記の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。

※専用駐車場及び専用送迎バスのご用意はしておりませんので、予めご了承ください。

※本総会にお土産のご用意はございませんので、予めご了承ください。